

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費の支払に係る医療費控除の特例の適用期限を廃止するほか、規定を整備するものです。

【法改正の背景】

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、令和8年度税制改正大綱を踏まえた地方税法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲を拡大します。
- ②特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和9年度までの適用期限を廃止し、恒久的な措置とします。
- ③住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長します。  
居住開始年月日：令和7年12月31日まで → 令和12年12月31日まで
- ④肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長します。  
令和9年度分まで → 令和12年度分まで
- ⑤電気自動車等一定の燃費基準を満たす軽自動車を新規取得した場合に軽自動車税を軽減する特例について、適用期限を2年延長します。  
令和8年度分まで → 令和10年度分まで
- ⑥優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長します。  
令和8年度分まで → 令和11年度分まで
- ⑦災害の危険のある土地については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を適用しないこととします。
- ⑧その他規定の整備

【施行期日】

- ①から④まで及び⑥については、令和9年1月1日
- ⑤については、令和9年4月1日
- ⑦については、令和10年1月1日
- ⑧については、公布の日、令和9年1月1日又は令和10年1月1日